

保育料無償化の手続きについて

子ども・子育て支援新制度の適用となっていない私立幼稚園や、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚園部の利用を無償とするためには手続きが必要となります。以下の内容をご確認の上、手続きをしていただきますようお願いします。

○無償となる金額

- ・子ども・子育て支援新制度の適用となっていない私立幼稚園：月額 25,700 円まで
- ・国立大学付属幼稚園：月額 8,700 円まで
- ・国立大学付属特別支援学校：月額 400 円まで

○無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは利用料のみです。

給食費、日用品、文房具、行事参加費、PTA会費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

無償化のための手続きについて

①子ども・子育て支援課へ施設等利用給付認定申請書を提出する。

→市から施設等利用給付認定通知書を申請者へ送付。



②施設に利用料を支払い、施設から以下の書類を受け取る。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・・・(ア)

特定子ども・子育て支援提供証明書・・・(イ)



③(ア)(イ)の書類を添付し、利用又は利用料を支払った翌月中に、浜田市子ども・子育て支援課へ施設等利用費請求書を提出する。

→市から無償化相当額をお支払いします。

※各様式は、子ども・子育て支援課にご用意しておりますので、お申し出ください。
浜田市HPからもダウンロード可能です。

【お問い合わせ先】 島根県浜田市殿町1番地 浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課
保育所幼稚園係 ☎：0855-25-9330（直通）